

令和6年度芸術文化活動を支援する人材育成研修

アートにまつわる権利のきほん Step3

昨年度、好評を博した三浦 友美 弁護士によるアート活動に関する権利についての研修 Step3 です。

前回までは、「著作権、所有権とは?」「アート作品の二次利用」といったアートにまつわる権利の基本的な考え方について学びました。Step3 の今年度は、これまでの基本的な考え方に加え、県内企業・事業所・個人にまつわる具体的な事例や取組を紹介して頂き、情報共有したいと考えております。前回までのおさらいも兼ねますので、初めての方でも分かりやすい内容になっております。お気軽にご参加ください。

令和6年11月27日(水)14:00~16:00(13:30より会場)

会場 愛媛県身体障がい者福祉センター2階 大会議室

参加費:無料

定員:50名 ※先着順

申込方法:別紙申込用紙に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールでお申込みください。

申込用紙は、愛媛県障がい者アートサポートセンターのホームページからダウンロードできます。

申込締切:令和6年10月31日(木)

講師 三浦 友美 (みうら ともみ)氏

弁護士 (広島弁護士会、田村法律事務所)。
広島県アートサポートセンターひゆるる協力委員。
法律の専門家立場から、障がいのある人のアート活動に関する権利や意思確認についてアドバイスしています。



【主催】愛媛県、愛媛県障がい者アートサポートセンター

【お問合せ・申込先】

〒790-0843 松山市道後町2丁目12番11号(愛媛県身体障がい者福祉センター内)

愛媛県社会福祉事業団 愛媛県障がい者アートサポートセンター

TEL: 089-924-2170 FAX: 089-996-8116

Mail: art-support@ehime-swc.or